

(介護予防) 訪問リハビリテーション利用料金表

〈 要介護1～5 〉 *サービス単価：1単位=10.33円

訪問リハビリテーション費	基本サービス費	自己負担額1割	自己負担額2割	自己負担額3割	備考
訪問リハビリテーション費	292単位/回	302円/回	603円/回	905円/回	1回あたり20分以上の実施につき
加算料金	基本サービス料	自己負担額1割	自己負担額2割	自己負担額3割	備考
サービス提供体制強化加算	6単位/回	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを実施する理学療法士等のうち、勤続年数3年以上の者がいる場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円/日	413円/日	620円/日	退院・退所日または要介護認定を受けた日から3か月以内
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	230単位/月	238円/月	475円/月	713円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	280単位/月	289円/月	578円/月	868円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	320単位/月	331円/月	661円/月	992円/月	月1回
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	420単位/月	434円/月	868円/月	1302円/月	3か月に1回
社会参加支援加算	17単位/日	18円/日	35円/日	53円/日	評価対象期間中において、訪問リハビリテーションサービス提供を終了した者のうち、社会参加に資する取り組みを実施した者の割合が5%を超えている場合等
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲20単位/回	▲21円/回	▲41円/回	▲62円/回	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15%に相当する単位数を加算				厚生労働大臣が定める地域に所在する指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合

〈 要支援1・2 〉 *サービス単価：1単位=10.33円

訪問リハビリテーション費	基本サービス費	自己負担額1割	自己負担額2割	自己負担額3割	備考
訪問リハビリテーション費	292単位/回	302円/回	603円/回	905円/回	1回あたり20分以上の実施につき
加算料金	基本サービス料	自己負担額1割	自己負担額2割	自己負担額3割	備考
サービス提供体制強化加算	6単位/回	6円/回	12円/回	18円/回	訪問リハビリテーションを実施する理学療法士等のうち、勤続年数3年以上の者がいる場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	207円/日	413円/日	620円/日	退院・退所日または要介護認定を受けた日から3か月以内
リハビリテーションマネジメント加算	230単位/月	238円/月	475円/月	713円/月	月1回
事業所評価加算	120単位/月	124円/月	248円/月	372円/月	評価対象期間において厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲20単位/回	▲21円/回	▲41円/回	▲62円/回	
特別地域訪問リハビリテーション加算	所定単位数の15%に相当する単位数を加算				厚生労働大臣が定める地域に所在する指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合

〈 交通費 〉

通常の事業実施区域を超えて(境界線)概ね往復1km以上超えた場合、1kmあたり15円とする。